

## 沖縄県警察サイバー犯罪捜査検定に関する訓令

### (設置)

第1条 サイバー犯罪捜査検定（以下「検定」という。）を実施するため、沖縄県警察にサイバー犯罪捜査検定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長に、生活安全部長をもって充てる。

3 副委員長に、生活安全部安全・安心統括官をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

警務部警務課長

警務部教養課長

生活安全部サイバー犯罪対策課長

九州管区警察局沖縄県情報通信部情報技術解析課長

5 委員会の事務局は、生活安全部サイバー犯罪対策課に置く。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、委員会を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (委員会)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。ただし、委員長が特に認めたときは、審議を省略することができる。

(1) 検定の実施日時及び場所の決定並びに検定問題の作成

(2) 受検資格の審査及び決定

(3) 合格者の判定

(4) その他検定を実施するために必要な事項

### (検定の級位)

第5条 検定は、初級及び中級に区分して行うものとする。

### (検定の方法)

第6条 初級及び中級の検定は、学科試験及び技能試験とする。

2 検定の項目及び合格基準は、別表のとおりとする。

### (受検資格)

第7条 初級の受検資格は沖縄県警察の警察官とし、サイバー犯罪捜査に関する基本的な知識を有すると所属長が認めて申請し、かつ、委員会が認めた者

2 中級の受検資格は沖縄県警察の警察官とし、サイバー犯罪捜査に関する専門的な知識及び経験を有すると所属長が認めて申請し、かつ、委員会が認めた者

### (受検申込)

第8条 初級の受検申込みは、次の各号のいずれかにより行うものとする。

(1) サイバー犯罪捜査専科入校者は、入校手続をもって、受検申込みを行ったも

のとみなす。

- (2) 所属長が所属の警察官を受検させるときは、検定受検申請書（様式第1号）により、生活安全部サイバー犯罪対策課長を経由して委員長に申請するものとする。

2 前項第2号の規定は、中級の受検申込みについて準用する。

（報告及び決定）

第9条 委員長は、検定を実施したときは、その結果を検定成績表（様式第2号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた本部長は、検定の合格者を決定するものとする。

（合格証書）

第10条 本部長は、合格者に対してサイバー犯罪捜査検定合格証書（様式第3号）を交付するものとする。

2 委員長は、合格通知書（様式第4号）により、関係所属長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた所属長は、合格者の人事記録カードにその旨を登載しなければならない。

4 副委員長は、検定合格者管理台帳（様式第5号）を備付け、常に合格者の状況を明らかにしておかなければならない。

（特例）

第11条 本部長は、初級の検定の合格者と同等の能力を有すると認められ、かつ、現に生活安全部サイバー犯罪対策課において、サイバー犯罪捜査に1年以上従事する警察官については、初級の検定を行わず、これを当該検定に合格したものとみなし、委員会の推薦によりサイバー犯罪捜査検定合格証書を交付することができる。

2 委員長は、前項の場合においてサイバー犯罪捜査検定合格証書を交付するときは、推薦上申書（様式第6号）により、本部長の承認を得るものとする。

（補則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、検定の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。